

### 注目!

## 社会保険の適用拡大が 議論されています

現在、パートなど短時間労働者の社会保険加入基準は、企業規模によって2つに大別されています。



議論の推移を見る限り上記に挙げた従業員数の区分けを撤廃あるいは引き下げる可能性が高いです。

つまり、従業員数が500人以下の企業においても上記1の基準でもって短時間労働者の社会保険加入を迫れることになりかねません。最低賃金が年々大幅に増加している現状では週20時間以上働けば簡単に月8万8千円に届きそうな現状です。

1. 従業員501人以上の大企業  
①週所定労働時間数が20時間以上で、②月額8万8千円以上などの要件を満たせば被保険者となる。

大雑把に言ってしまうと、大多数の企業において週30時間未満のパートさんは社会保険の加入対象ではないわけですね。注目すべきは現在、国の社会保障審議会においてこの社会保険加入基準について見直し議論が行われていることです。



では今、具体的に企業が考えておくべきことは何でしょうか？  
①週20時間以上で社会保険に加入していない労働者数を把握する。  
②①の賃金総額の大よそ15%程度を新たな法定福利費追加分として試算する。

まさがき事務所の仕事を改めてご紹介いたします。

## まさがきの仕事

最近、障害年金をもらえないだろうかという相談が増えています。

交通事故で障害を負った人や生まれつき心身に障害があるような人ばかりではなく、あらゆる病気やケガが治らず生活に支障をきたしている人も障害年金の対象となります。

障害年金はすぐに申請できるものではありません。

1. 原則、初診日から1年半経過してからの申請になります。
2. 年金の請求にはお医者さんから障害ごとの専門的な診断書を添付する必要がありますので、その障害が例えば眼なのか肢体なのか精神の障害なのかによって、もらう診断書の種類が異なってきます。
3. また、お医者さんに診断書をもらう場合、転院を繰り返していると初診の病院に遡って受診状況等証明書という書面をもらう必要があります。

申請方法がわからない方、転院を繰り返している方、複数の障害や途中で違う病気になった方など様々なケースがありますので、障害になった経緯やどのような障害があるかなどをお聞きして、どの時点のどのような資料が必要になるのかを考え、スムーズに書類を集めることが出来るようにサポート致します。



来年に改革法案が国会に提出され、2021年には施行される可能性も想定されるため、パートを主要な労働力と位置付けている企業は今から対策を講じておく必要があるかもしれません。

③②が企業として容認できない水準であれば、週20時間未満の契約に変更することも検討する。契約変更には、労働者本人との合意が必要ですが、労働者側も社会保険加入によって手取りが減ってしまうことを敬遠する人もいます。また、年々最低賃金が大幅に上昇している現状を見ると、週20時間を割り込んだとしても現在と同じ程度の収入を得られることは充分考えられます。ただ、細切れの労働者が多数生み出されることになりかねませんので、企業の労務管理が一層難しくなることも予想されます。

### 雑感



開業3年目の正垣労務管理事務所が、平成10年初夏、現在の和田ビルに入居した時には、広い部屋に机がひとつ。創業者の正垣杉雄現副所長がひとりきり。同業の先生に、パソコンも無いの？と聞かれ、自宅に置いてる！とこ強がったそうです。数年後、仕事を退職した妻、初めて雇った従業員、社会人経験を積んで戻った息子が加わり。

20余年の間にあれよあれよと職員は増え、一人で広々と過していた事務所は、ぎゅぎゅ詰りとなりました。そしてこの度、もうすこしお客様や職員が増えても対応のできるようにするために、事務所移転をする運びとなりました。長年の思い入れあるこの場所を離れることとなりますが、気持ちも新たに頑張ります。現事務所から300mほどの富田林駅前ですので、ご相談に、世間話に、お茶を飲みにお気軽にお立ち寄りください。